

平成 27 年 12 月 7 日

九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所 3 号機 M O X 燃料使用差止訴訟（控訴審）

### 第 2 回口頭弁論について

本日11時から、福岡高等裁判所において、標記訴訟（控訴審）の第 2 回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 3 号機で実施しているプルサーマルで用いる M O X 燃料の使用差止を求めて、平成 27 年 4 月 3 日に控訴されたものであり、当社は、M O X 燃料の使用に関し、安全性を確保していることから、控訴の速やかな棄却を求めています。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

第一審（佐賀地方裁判所）は、平成 22 年 8 月 9 日に提訴され、平成 27 年 3 月 20 日に、重大な事故が発生する具体的危険性はないとして、原告の請求は棄却（当社勝訴）されております。

以 上